

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の概要

平成 25 年 9 月
水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室

- 閉鎖性海域においては、平成5年に水質汚濁防止法施行令等が改正され、閉鎖性の海域及びこれに流入する河川等を対象に、窒素及びりんに係る排水基準が適用された。
- その際、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場に対し、5年間の措置として、暫定排水基準を設定した（平成10年9月30日まで）。その後、平成10年、平成15年及び平成20年に暫定排水基準の見直しを行い、現在、窒素について5業種、りんについて2業種の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている（平成25年9月30日まで）。
- 現行の暫定排水基準は平成25年9月30日をもって適用期限を迎えることから、当該業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、りに係る1業種については一般排水基準へ移行、残る業種については引き続き5年間を期限に暫定排水基準を設定することとしたい。
- 具体的には、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）を改正し、現行の暫定排水基準の廃止又は平成25年10月以降の暫定排水基準の延長及び強化（平成30年9月30日まで）の措置を定めることとする。

施行日：平成25年10月1日

○環境省令第二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月四日

環境大臣 石原 伸晃

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年九月三十日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

附則別表第五含有量（単位 リットルにつきミリグラム）の項中「一九〇（日間平均一五〇）」を「一七〇（日間平均一四〇）」に、「五五〇（日間平均三〇〇）」を「四〇〇（日間平均二二〇）」に、「五〇〇（日間平均三八五〇）」を「四二五〇（日間平均三五〇〇）」に改め、同表^ニ含有量（単位 リットル

畜産農業（令別表第一第一号の二に掲げる施設を有するものに限る。）	三〇（日間平均二四）
----------------------------------	------------

ルにつきミリグラム）の項中

燐化合物製造業（縮合燐酸塩製造工程を有するものに限る。）	四〇（日間平均一〇）
------------------------------	------------

を

畜産農業（令別表第一第一号の二に掲げる施設を有するものに限る。）	二五（日間平均二〇）
----------------------------------	------------

に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

改 正 案		
1 附 則 1 (略) 2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水（窒素又は燐が海洋生物プランクトンの著しい増殖をたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき、〇〇〇ミリグラムを越えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公井用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成三十年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 3 16 (略)		
附則別表		
項 目	業 種	許容限度
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	天然ガス鉱業	一六〇(日 間平均一五〇)
	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	一七〇(日 間平均一四〇)

現 行		
1 附 則 1 (略) 2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水（窒素又は燐が海洋生物プランクトンの著しい増殖をたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき、〇〇〇ミリグラムを越えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公井用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成二十五年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 3 16 (略)		
附則別表		
項 目	業 種	許容限度
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	天然ガス鉱業	一六〇(日 間平均一五〇)
	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	一九〇(日 間平均一五〇)

燐含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	酸化ニバルト製造業	四〇〇(日 間平均二二〇)
	ベナシウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(ベナシウム化合物又はモリブデン化合物の提折工程を有するものに限る。)	四二五(日 間平均三二〇)
備 考 116 (略)	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	二二五(日 間平均一〇〇)

燐含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	酸化ニバルト製造業	五五〇(日 間平均三〇〇)
	ベナシウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(ベナシウム化合物又はモリブデン化合物の提折工程を有するものに限る。)	五〇〇(日 間平均三二〇)
備 考 116 (略)	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	二二〇(日 間平均一四〇)
	燐化合物製造業(燐化合物製造工程を有するものに限る。)	四〇〇(日 間平均一〇〇)

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 } 5（略）

6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7 } 9（略）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含み、以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 } 5（略）

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）

（排水基準）

第一条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号。以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（検定方法）

第二条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

（経過措置）

2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含み、以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成二十五年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 } 6（略）

附則別表

項 目	業 種	許容限度
窒素含有量 （単位 一リットルに つきミリグラム）	天然ガス鉱業	一六〇（日間平均一五〇）
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	一九〇（日間平均一五〇）
	酸化コバルト製造業	五五〇（日間平均三〇〇）
	ベナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（ベナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	五〇〇〇（日間平均三八五〇）
磷含有量 （単位 一リットルに つきミリグラム）	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	三〇（日間平均二四）
	燐化合物製造業（燐化合物製造工程を有するものに限る。）	四〇（日間平均一〇）
備考		
1 別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。		
2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。		

- 3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限って適用する。
- 4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

海域の窒素・りんに係る暫定排水基準

単位 (mg/L)

	業種その他の区分	現行基準 (平成20～25年)		見直し(案) (平成25～30年)		参考 一般排水基準	
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
窒素	畜産農業 (豚房を有するものに限る。)	190	150	170	140	120	60
	天然ガス鉱業	160	150	160	150		
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	5,000	3,850	4,250	3,500		
	酸化コバルト製造業	550	300	400	120		
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。)	30	24	25	20	16	8
	りん化合物製造業 (縮合りん酸塩製造工程を有するものに限る。)	40	10	一般排水基準へ移行			

「海域の窒素・りんに係る暫定排水基準（案）」に対する意見の募集 （パブリックコメント）の実施結果について

平成 25 年 9 月 5 日
環境省水・大気環境局
水環境課閉鎖性海域対策室

1. 意見募集の概要

（1）意見を募集する案件

海域の窒素・りんに係る暫定排水基準（案）

（2）意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表（環境省記者クラブ）

（3）資料の入手方法

- ・インターネットによる入手。
- ・環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室にて資料配布。希望があれば環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室より郵送。

（4）意見募集期間

平成 25 年 5 月 13 日（月）～平成 25 年 6 月 14 日（金）

（5）意見提出方法

郵送、ファックスまたは電子メール

（6）意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

2. 意見募集の結果

0 件